

市民のために、粘り強く

周南市消防本部予防課 得重宗矩



周南市の概要

周南市は、山口県の東南部に位置し、東は下松市、光市及び岩国市に、西は防府市、山口市に、北は島根県の吉賀町にそれぞれ接し、面積は656.32km²を有している。

市東部には本州唯一のナベツルの飛来地、八代があり、南部は瀬戸内海に面して、北から南に緩慢な傾斜を示して南部一帯は平坦地をなし、更に海岸部は内海特有の埋立地で拡大され、国内有数の石油コンビナート群を形成し、それに沿って比較的幅の狭い市街地が続いている。

平成15年4月21日に、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の2市2町が合併し誕生した周南市は、「県勢発展をリードする一元気発信都市一の創造」を基本目標とした街づくりを積極的に推進し、県中心部の拠点都市としての役割を担っている。

市内中心部にある徳山動物園は、昭和35年

開園と歴史も古く、頭を抱えて悩むポーズで人気のマレーグマ『ツヨシ』が来場者を出迎え、市民の憩いの場となっている。ちなみに本市で作成・配付している住宅用火災警報器の設置促進ポスターやチラシは、このツヨシを起用している。

島しょ部は、大島半島と仙島、黒髪島及び大津島連島に囲まれ自然美に優れ、湾内は水深く波静かな天然の良港として特定重要港湾にも指定されている。なかでも、人間魚雷『回天』の訓練基地跡など歴史的な遺跡を数多く残す大津島には、年間を通じて多くの観光客が訪れている。

周南市消防本部の体制

周南市消防本部は、平成15年の合併と同時に発足し、平成23年3月末現在の周南市の人口は約15万4,000人、1本部4課・4署・2出張所、職員数は200名で組織されている（熊毛

地区の常備消防については光地区消防組合が担当している)。

予防業務体制は、本部予防課に建築指導係・予防査察係を配置(危険物業務は危険物保安課が担当)し、一般火災予防の啓発はもとより法令に基づく同意事務、着工設置検査、査察業務や違反是正業務、一定規模以上の火災調査業務等々、予防全般にわたる事務を行っている。

各署所の予防業務については、専属の予防担当部署などの配置はなく、隔日勤務の警防係員による査察や、火災調査等の予防業務を、警防業務と併用で実施してきた。しかし、大量退職者等による職員の若返りなど、各署所間の予防業務体制の見直しが必要となり、一昨年に各種予防業務の諸規程を検証し、違反処理を含む査察業務を抜本的に再構築した。

なかでも、立入検査業務は、管内の全査察対象物を火災危険度の高い順に選定し、優先順位をつけて計画的に査察を実施し、積極的に法令違反の是正を図るように見直しをかけた。そして、各署所における年間査察計画を樹立し、目標を立てて、自己完結の意識を持った査察業務とした

違反処理の端緒

平成13年の新宿歌舞伎町火災を契機とした一連の消防法改正以降、違反是正研修会等への参加などを繰り返す中で、職員の意識も違反処理の必要性へと向かっていった。とはい

え、すぐに実施できるほどの経験などはなく、現実には“粘り強い行政指導による違反の是正”を行っていた。

平成17年9月、建築物防災週間に伴う建築部局との合同立入検査において、当該対象物に立入検査を実施したところ、法令違反が多数指摘された。

以下に、長期にわたり、消防法令違反(消防法第8条、第17条)及び建築基準法違反(建築基準法第36条、建築基準法施行令第112条)が併存する当該防火対象物に対する違反是正の内容を紹介する。

対象物の概要

本対象物は昭和43年に建築され、46年、62年と増改築を繰り返し、消防法違反、建築基準法違反が発生したもので、その都度、是正指導を繰り返し、「警告書」も数回交付したが、上位措置へ着手するタイミングを失ったまま、現在に至っていた。

〈対象物の概要〉

- 建物構造：RC造地上5階建(屋上一部木造建物有り)
- 建築面積：603.435㎡
- 延面積：2,609.97㎡
- 用途：令別表第一(4)項物品販売店舗
- 無窓階判定：1階～4階無窓階
- 〈消防法違反事項(第8条関係)〉
- 防火管理者未選任



特別天然記念物「八代のナベツル」



頭を抱かえるツヨシと見守るマーヤ



違反を指摘された防火対象物

- 消防訓練未実施
- 防火対象物定期点検未実施
- 各階店舗内じゅうたん防災表示なし
- 〈消防法違反事項(第17条関係)〉
- 屋内消火栓設備作動不良（ポンプ腐食により作動せず）
- 自動火災報知設備
 - ①受信機・発信機・感知器の型式失効（使用は可能）
 - ②感知器不動作・未警戒区域多数
- 非常放送設備未設置
- 誘導灯未点灯多数
- 〈建築基準法違反〉
- 防火戸及び防火シャッター不具合による堅穴区画（階段室）の機能障害（堅穴区画については昭和47年の増設部分であり、既存不適格には該当せず違反事項として成立）
- 屋上違法建築物有

警告書交付(その1)

違反内容から、火災危険の高いと思われる「堅穴区画の機能障害」及び、「屋内消火栓の作動不良」の2つに絞り、平成17年9月末、履行期限を平成18年1月末とし、警告書を交付した。交付には配達証明付郵便を利用し、本社名宛人に郵送した。

建築と合同で実施した立入検査の2日後に、再度対象物へ出向き、店長から質問調書を取り、実況見分を実施した。

この対象物の従業員は、消防法令違反を認識していたので、立入検査に協力的で、違反調査もスムーズに実施することができたが、店長の話しでは「わずかでも予算計上の発生する事項については社長に全権限があり、店長には何の権限もないため、社長の指示なしでは違反事項の改修はできない」とのことであった。

近隣消防本部担当者からの説明

その後、店長が防火管理者に選任されたので、他の違反事項についての履行も期待したが、何事もないまま年も変わり、履行期限が到来した。

そんな中、近隣の政令都市（以下「F市」という。）にある、同法人の同物品販売店舗に対して、違反処理を行い正させたという情報入手し、その経緯をF市消防局に聞きに行った。ここで、違反処理事務に関する疑問点などが解決、個別具体的なアドバイス（堅穴区画不備に対する根拠法令など…）を受け、また、「違反処理先進都市だからできるのではない。私たちも最初はいろいろ悩みながら経験を積み重ねてここまで来た。決して諦めることなく、是正させましょう」との助言を受けた。

違反是正の中断と助言

違反是正を進めている中で、人事異動により、課内の人員が多数入れ替わることや警告書を交付したことで、相手側の出方待ちとなってしまった。

平成19年10月、鳥取市で開催された中国地区違反処理事例発表会で、以前アドバイスをしてくださったF市の方と再会した。変わらぬ熱意で「がんばれ」と激励を受け、さらに、翌、平成20年10月の山口県違反是正研修会の会場でも助言者として来られており、「周南市民を周南消防が守らずに誰が守る？」と力説された。

平成21年12月、本対象物から消防用設備等の点検報告が提出されたが、警告書を交付した状態と変わりなく、そのまま放置することは、市民を火災危険にさらしていることになることから、強力な違反是正を推進することとした。

違反是正の方針の決定

平成22年1月、違反状態を詳細に確認するために立入検査を実施した。

相談をした地元警察署の司法警察員とF市担当者からのアドバイスを基に、『組織としての方針決定』を定めることとした。

これまでの経緯経過を全て一覧表にまとめ、本対象物の違反事項の構成要件、根拠法令を再検討し、立入検査から最終的に是正させるまでの違反処理手順を細かく調整し、目標を明確に定めた。

そして、消防長から、「組織として最終的に命令・告発も視野に入れた違反処理を実施する」という違反処理方針の決裁を受けた。

再度、立入検査結果通知書から交付することを決め、法第8条違反・第17条違反・建基法違反の全ての項目の指摘とその改修報告期限を2週間と定めた。

名宛人は、法務局で不動産登記簿と商業登記簿で確認し、代表取締役A会長と代表取締役B社長の連名で通知した。

なお、郵送前に警察と協議をした中で、「担当部署で処理してしまい、上（権原者）まで通知内容が伝わらないことがある」とのことと、本通知は配達証明付き内容証明郵便で郵送した。

違反処理の実施

2週間の改修報告期限到来までの間に、建築基準法に係る違反事項について建築部局と協議を行い、消防としては告発まで視野に入れているという意思を伝え、連携を図ることで了承を得た。

2週間後、改修報告は提出されず、方針どおり上位の措置に取り掛かった。

平成22年3月、相手方の改修意思について確認するために、任意出頭要請書を配達証明郵便で送付し、権原者の出頭を求めた。本社の経理担当者と店舗店長が委任状持参で出頭してきたため、質問調査を実施し調書を取った。供述では、「不景気で金銭的な理由により改修が遅れている」というものであり、「権原者からは、改修に係る具体的な指示は出ていない」という旨を聴取した。質問調査の翌週、実況見分を実施した。

実況見分の後、調書の作成要領等も含め、警察機関と協議した。

平成22年4月、質問調書、及び実況見分調書など事実認定資料を整え、違反調査報告書として消防長へ提出した。当初の方針どおり、警告書を交付することとした。

警告書の交付(その2)

警告事項については、以前と変更はなく、履行期限、及び根拠法令は具体的に次のとおりである。

- 屋内消火栓設備改修、堅穴区画改修（消防法第17条・建基法第36条）…履行期限3カ月
- 自動火災報知設備改修、放送設備の設置（消防法第17条）…履行期限2カ月
- その他の違反（防火対象物定期点検未実施）（消防法第8条）…履行期限1カ月



改修を指摘した屋内消火栓設備のポンプ

なお、これらの消防用設備等の改修に係る履行期限は、建物規模等から着工設置を経て完了するまでに掛かるおおむねの期間とした。

警告書の交付は、手交で行うこととした。これは、消防側の意思表示、及び火災危険のある重大な違反の周知と、警告書の交付に来庁した権原者から質問調査することも目的としてのことである。

平成22年5月末、A会長が来庁。警告書の交付、受領書の収受、併せて質問調査を実施した。録取の中で、「予算執行を含んだ実質の経営権は息子のBにある。しかしBは忙しすぎて来る暇はない」との供述を得る。このため、権限を明確にするためB社長の質問調書も必要となった。全ての事項の履行期限は平成22年8月31日とした。

履行期限の到来

- 平成22年6月30日…経理担当者来庁
消防用設備の改修見積書を持参され、高額につき期限の延長等を申入れ
- 平成22年7月15日…警告事項の現場追跡調査
建築基準法違反であった屋上の木造違法倉庫の撤去はこの時点で確認
- 平成22年8月12日…警告事項の現場追跡調査
建築基準法違反の屋上部分旧社員宿舎（木造違法建築物）の撤去は確認。警告事項は未履行
- 平成22年8月31日…履行期限到来



アドバイザーによる実地指導

消防用設備の改修

9月に入り、命令の事前手続きの準備に係る中、屋内栓・自火報・放送設備の着工届が提出され、これを受理した。

10月初旬、腐食していた屋内栓の配管やポンプの撤去を確認した。

11月に入り、ポンプ、自家発等も設置され、平成22年12月1日に設置届を受理した。

30年来の長期の懸案事項であった消防法令違反が、この時点で全て是正された。紆余曲折、決してスムーズな立ち回りではないが、この対象物における火災危険は、この時点でかなり軽減されたことは言うまでもない。

違反是正アドバイザー制度の活用

当初立てた違反処理方針からは、時間を要したが、最終目的に沿って着実に事務処理が進展した実感はあった。残った警告事項は、建基法違反のみであり、上位措置による是正が必要かどうかの判断がつかなかった。そこで、消防庁の『違反是正支援アドバイザー制度』をF市担当者から教わり、この制度を活用した。

実際に現場へ出向き、アドバイザーの方々の個別具体的な手法を学べたことは、非常に役立ったことは言うまでもなく、建築基準法令の違反事項における指導要領、また違反是正テキスト等にはない対象物関係者との“対人テクニック”など、壁にぶつかっていた事務処理が、また一歩進むきっかけとなった。



アドバイザーとの法令適用検討会

他法令の違反是正に向けて

残った建基法違反（竪穴区画の不備）については、消防法令の違反が是正され、建基法違反との併存により発生していた火災危険は排除されたこと、また、この竪穴区画不備の階段以外に、別の屋内階段が1本と屋外階段が1本あり、屋内栓、自火報、放送設備の改修設置、及び消防訓練の実施等から、有効な消火・避難などの初動作は可能であると判断して、上位の措置は留保することにした。

そして、竪穴区画の不備に対して、建築部局と協議し、遮煙性能を確保できるよう防火戸を改修し、竪穴区画を形成できるように指導することとした。

その後、実質的な権限を持つB社長に出頭要請をかけ、平成23年9月、質問調査を実施し、同日に催告書を交付して、「年内中に是正する」旨の誓約書を受領した。現在は、防火戸の改修業者と最終的な詰め段階を迎えている。

まとめ

本対象物における違反是正は、発覚から30年を超える年月を要し、いまだ現在進行形である。

小規模の消防本部では、違反処理に対して、「専従員がいない」、「他業務との兼用で違反処理を実施する時間がない」、「違反対象物が多すぎて違反処理できない」等々の話があり、同じように考える人も多いと思う。

しかし、言い訳を繰り返し先送りになると、違反対象物を増やしていき、ひいては、市民への裏切りを積み重ねているということに、今回の事案で気づくことができた。

「周南市民を守ることができるのは周南消防だけ」という言葉。

市民は、まさか消防法違反の建物が街中で普通に営業しているとは思ってもいないし、万が一法令違反があれば、消防が是正させ、



周南市の輝く夜景

安全を確保してくれているだろうと思っている。市民は、消防行政に対しては絶対の信頼を置いているものである。我々はその信頼に応えるべき心構えが必要であり、常に努力していく必要がある。

今事案を契機として、組織内における違反処理に対する意識は、これまでとは確実に変わってきたように感じている。今事案の違反処理事務は本部の担当職員のみで実施したため、全職員が経験を積むことはできなかったが、今事案で得た知識・経験を全職員に確実にフィードバックすべく、昨年度から部内教養会を計画的に実施しており、若手からベテランに至るまで多くの職員が参加し、違反是正の知識習得に励んでいる。

今後は、職員が一丸となって消防法令違反の是正に努め、市民が安心して暮らせる街づくりに励んでいく所存であり、本稿が、同じような事案の悩みを抱える消防本部の参考になれば幸いである。

最後に、今事案に対しては、違反是正支援センター、違反是正支援アドバイザーの方々、総務省消防庁の方々、また、違反是正先進都市の方々など、数多くの方にこの場を借りてお礼を申し上げる。